

第6章

基本目標

6

公平で誇りの持てる 社会づくり



基本目標6で取り組む
内容を紹介するにゃん



協働のまちづくりの推進

- (1)市民協働の推進と地域運営組織の設置
- (2)市民(コミュニティ)活動の担い手育成
- (3)市民(コミュニティ)活動の支援

人権啓発の推進

- (1)人権教育と人権啓発活動の充実

男女共同参画社会の推進

- (1)男女共同参画社会の形成

第1節 主要施策

1

協働のまちづくりの推進

現状と課題

人口減少や高齢化の進展、生活様式の多様化により地域課題が高度化・複雑化する中、地域活動の担い手の減少が予想され、誰もがいつまでも安心して暮らすことが出来る地域社会をつくるために、「協働のまちづくり」を強力に推進する必要があります。

本市では、平成28(2016)年10月に、市民、市議会、行政の責務及び協働によるまちづくりの基本的事項を定めた「玉名市自治基本条例」を制定しました。

コミュニティ活動を活性化し、持続可能なものとするため、地域活動の担い手の育成や地域課題解決のための仕組みをつくり、併せて、住民自治組織(行政区等(地縁型コミュニティ))と様々な市民活動団体(NPOやテーマ型コミュニティ)が共に課題や目標を共有し、協力し合う必要があります。また、市民・地域団体・市民活動団体・企業・団体・行政が協働してまちづくりに取り組むことができる環境や仕組みを創るため、市民活動団体を支援することで、市民参加の推進に向けた機能強化を重点的に行う必要があります。



市民活動団体の交流会



高校生と地元住民との清掃活動

主要施策の概要

1 市民協働の推進と地域運営組織の設置

重点施策

- 市民の市政に対する意見や要望を把握するため、「市政にアプローチ^{※1}」をはじめとする市民の意見を行政に反映しやすい制度の構築、実施に努めます。
- 市民と市長が相互理解を深めるため、「市民と市長のWeb会議」などの意見交換する場を設け、協働のまちづくりを積極的に推進します。
- 地域の住民自治組織と市民活動団体が、自らの生活や暮らしを守り、安心安全な地域づくりに向けた取組を持続的に実践する「地域運営組織(仮称)」の設置を目指します。また、それぞれの団体間ネットワークの構築を推進します。
- 地域と行政がそれぞれの役割と責任の下、地域住民が主体となり、まちづくりに取り組むための対話の場としての「地域協働会議(仮称)」の設置を検討します。

●市民公益活動^{※2}に参加する個人、団体、NPO法人等が増えるよう、市民が主体的にまちづくりに参画するための支援制度を創設します。

●互いに助け合い、地域の課題に取り組むため、地域コミュニティ活動が円滑に行えるよう、住民にとって最も身近な地域コミュニティである行政区等の運営を支援します。

3 市民(コミュニティ)活動の支援

- 地域活動の支援を総合的に行うため「市民活動支援センター(仮称)」の開設を目指します。
- 新たな公益活動を実施するNPOやボランティア団体などの市民公益活動を引き続き支援します。
- コミュニティ活動への市民参画の機運醸成や、情報技術を活用したコミュニティ活動の参加手法を取り入れ、市民が地域づくりに参加しやすい環境づくりを推進します。
- 市内4つの公民館(中央・岱明町・横島町・天水町)は、市民の多様な活動を支える学びの提供の場となるような環境の整備に努めます。
- 市民にとって最も身近な交流の場として利用されている自治公民館の環境整備等を支援します。

2 市民(コミュニティ)活動の担い手育成

重点施策

- 地域活動における新たな担い手を確保するため「自分たちの地域は自分たちの手で良くする」という意識を高め、互いが支え合い協力し合う地域づくりを推進します。また、「協働のまちづくり」の意義や活動についての情報を発信し、市民に対して理解と実践意識の醸成を図ることで、地域活動の担い手育成に取り組みます。

用語解説

※1 市政にアプローチ：市役所本庁舎1階ロビー、各支所に設置している投稿箱に直接提言、意見を投稿していただき、本人に書面で回答を行なうもの。

※2 市民公益活動：市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、公益(社会全体の利益)の増進に寄与するもの。

第2節
主要施策

2

人権啓発の推進

現状と課題

社会情勢の変化や市民の価値観が多様化する中、様々な人権に関する偏見や差別問題が発生しています。

人権問題について、市民からの相談に柔軟に対応していくことが求められるため、国や県及び関係機関との連携が不可欠であり、「玉名市人権教育・啓発基本計画」に基づく施策の推進と的確な対応ができる相談体制の充実を図る必要があります。

人権啓発活動について、広報紙やホームページ等で、人権問題に関する啓発記事の充実を図るとともに、チラシ等の配布や、毎年12月4日から10日までの「人権週間」において、市内複数の商業施設等で「街頭啓発」を実施するほか、市役所に横断幕を掲げています。また、小学校での「人権の花」運動に取り組んでいます。

しかしながら、偏見や差別など普遍的な人権問題があり、市民の更なる人権意識の向上を図り、人権問題の解決につなげていく必要があります。

地域福祉の向上や人権啓発のため、住民交流拠点である伊倉ふれあいセンターにおいて、各種相談や人権問題に対する認識を深めるための活動を実施しています。今後とも、同和問題をはじめ様々な人権問題への理解促進のため、各種事業に取り組んでいく必要があります。



人権週間の啓発(左:人権週間の横断幕、右:図書館内で専用ブースの設置)

主要施策の概要

1 人権教育と人権啓発活動の充実

- 社会情勢の変化や市民の価値観が多様化する中、様々な人権問題に対する市民からの相談に柔軟に対応するため、国や県及び関係機関と連携し、「玉名市人権教育・啓発基本計画」に基づく施策の推進と的確に対応ができる相談体制の充実に努めます。
- 市民一人一人が、様々な人権課題を身近なことと捉え、正しい理解と知識により行動できるよう啓発し、人権問題の解決とハラスメント※の防止に努めます。
- 市民の人権に対する理解が一層深まるよう、広報紙やホームページ等で広く啓発します。また、人権擁護委員等の関係機関と連携し、地域、学校、家庭、職場などにおいて広く人権啓発に努めるとともに、人権週間には街頭啓発活動を実施するほか、市の各図書館で特設コーナーを設置するなど啓発活動の充実を図ります。
- 伊倉ふれあいセンターは、地域福祉の向上や人権啓発の推進を担う住民交流の拠点となっているため、継続的に人権問題に対する理解促進のための各種事業の充実に努めます。



「人権の花」運動



伊倉ふれあいセンターでの講座の様子

用語解説

※ハラスメント：性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。

第3節
主要施策

3

男女共同参画社会の推進

現状と課題

男女共同参画社会の形成は、国の最重要課題の一つとして位置付けられており、本市でも「玉名市男女共同参画計画」を策定し、事業を展開しています。

すべての人が個性と能力を発揮でき、個人の意思が尊重され意思決定への参画が図られるよう、ジェンダー平等に向けた取組を推進し、あらゆる人々が活躍できる社会が求められています。しかしながら、未だに性別による役割分担意識や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在し、その解消に向け、多様化・複雑化する社会情勢に合わせた啓発活動を継続していく必要があります。

また、人口減少社会、少子化の進展を踏まえ、だれもが働きながら、私生活も充実させられるように、職場環境や社会環境を整える「ワーク・ライフ・バランス」の推進も重要であり、すべての市民や事業者などの理解が深まるような取組を推進していく必要があります。

さらに、女性の活躍推進の取組が喫緊の課題となっており、政策やあらゆる意思決定過程への女性の参画促進のため、「玉名市女性人材リスト」の活用や、委員選定の際の「公募制」の導入などにより、審議会等への女性委員の登用率を向上する必要があります。そのほか、「女性活躍推進法(略)」の施行に伴い、「玉名市女性職員活躍推進特定事業主行動計画」を策定し公表しています。



男女共同参画フォーラム

主要施策の概要

1 男女共同参画社会の形成

- 男女共同参画への理解を深めるための、情報発信・啓発活動は重要な役割を担っているため、講演会、講座、広報紙、ホームページやSNSを活用した啓発活動を実施します。また、講座、研修、交流活動など、男女共同参画社会形成については、専門性の高い学習の機会を提供します。
- 女性の活躍を図るため、女性のエンパワーメント*の支援を充実させるとともに、すべての人が個性と能力を十分に發揮できるよう、また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。
- より豊かで活力ある社会を目指し、政策やあらゆる意思決定の場における女性参画の加速化のため、各種審議会等への女性委員の登用を推進します。

- 市民、事業所等のアンケート調査の結果や、国、県の動向及び社会情勢の変化、本市の状況を踏まえ、すべての人がともに尊重しあい、自分らしく生きられる社会の実現を目指して「第4次玉名市男女共同参画計画」を令和5(2023)年3月に策定します。
- 男女共同参画社会形成推進のための活動は、市役所全体の取組であるため、市民に広く効果をもたらすことができるよう、情報発信や啓発活動は部局横断的に幅広く連携して実施します。また、女性問題に起因する諸問題の相談対応についても、関係機関等と連携を強化し、相談体制の充実を図り、根本的な解決に向けた取組を実施します。

用語解説

*エンパワーメント：個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること。



パープルリボン運動



男女共同参画に関する図書展示